

講師等への謝金・旅費に対する源泉徴収手続きについて

1 報酬・料金等の源泉徴収事務

講師等に支払う謝金・旅費の源泉徴収事務とは、支払いの際に一定の税率により所得税及び復興特別所得税を徴収して税務署に納付する事務のことです。

源泉徴収の対象とされている範囲及び税額の計算方法は次の表のとおりです。

<平成30年版源泉徴収のあらまし：国税庁 抜粋>

区分	左の報酬・料金に該当するもの	源泉徴収税額
技芸、スポーツ、知識等の教授・指導料	技芸、スポーツその他これらに類するもの（実技指導等）の教授若しくは指導又は知識の教授の報酬・料金 ※以下省略	左の報酬・料金の額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%

2 源泉徴収の対象となる報酬・料金等に含まれるもの、含まれないもの

- (1) 謝金、取材費、調査費、車代などの名目で支払いをする場合がありますが、これらの実態が原稿料や講演料と同じ場合には、すべて源泉徴収の対象になります。
- (2) 旅費や宿泊費などの支払いも原則的には報酬・料金等に含まれます。しかし、通常必要な範囲の金額で、報酬・料金等の支払者が直接ホテルや旅行会社等に支払った場合は、報酬・料金等に含めなくてもよいことになっています。

【計算例】

例①	講師に謝金のみ 22,274 円を支出する場合 <源泉徴収税額> 22,274 円 × 10.21% = 2,274.17 円 → 2,274 円（1 円未満切捨て） <謝金支払額> 22,274 円 - 2,274 円 = 20,000 円
例②	講師に謝金 30,000 円及び旅費 16,000 円を支出する場合 <源泉徴収税額> (30,000 円 + 16,000 円) × 10.21% = 4,696.6 円 → 4,696 円（同上） <謝金支払額> (30,000 円 + 16,000 円) - 4,696 円 = 41,304 円

3 各種手続き方法

(1) 源泉徴収した所得税及び復興特別所得税の納付

事業実施団体は、報酬・料金等を支払った月の翌月 10 日（10 日が土日祝の場合は土日祝の翌日）までに、「納付書」（※様式別添 1）を作成し、最寄りの金融機関または所轄の税務署で納付します。

「納付書」は所轄の税務署でもらえます。

(2) 報酬・料金等の法定調書合計表及び支払調書の提出

報酬支払者（事業実施団体）は、その報酬などについて、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（※様式別添 2）及び「支払調書」（※様式別添 3）を作成し、翌年 1 月 31 日までに税務署長に提出しなければなりません。

ただし、同一人に対するその年中の報酬支払金額が 5 万円以下であるものについて

は、「支払調書」を提出する必要はありません。

また、支払調書作成にあたって、原則としてマイナンバーを記載しなくてはなりません。「支払調書作成のためのマイナンバーご提出のお願い」（※様式別添4）を参考にマイナンバーの提出依頼をしてください。

なお、マイナンバーを取り扱うにあたり、各団体で必要な準備・手続きがある場合は各自で対応してください。

（3）報酬・料金等受取者への支払調書の送付

支払者から報酬を受けた側に支払調書を提供することは義務ではありませんが、一般的に要求されることが多いことから、確定申告前の1月中旬から下旬ごろに送付してください。

ただし、報酬を受けた側に提供する支払調書にはマイナンバーを記載することはできませんので、税務署に提出する書式とは異なる「支払調書」（※様式別添5）を作成してください。

様式別添 1

記載のしかた

この新規書類は、若者や内国法人に支えられた職業・会社（弁護士、税理士、前半書士等の報酬を請求します）、契約金、販賣、公的基金等が並ぶ保険契約に基づく金について
専用取扱をした所販船及び汽船別冊所販票を発行する上に用いてください。「新規」の旨記述により付ける現金については、その用紙を使用しないでください。
記載事項についてお分かりにならない点などがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

納付について

- 税金は、無期 株券等を支払った月の翌月10日までに最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で忘れずに納付して下さい。

○ 伸び期までに納付されない場合には、遅延滞納や不納税申告算定などを直面しきればならないことがあります。

○ この納付書は、3枚1組の複数式になっていますから、切り離さずに納付場所に提出して下さい。

○ 公的年金等を支払う場合に、納付する額が毎年異なる場合であっても、所得税徵収局計算書(領取通知書)は所轄の税務署にて直接提出(手渡し)して下さい。

[摘要] 預約料金等の金額をもとにした新規所得控除施行第3回議案ではある場合にはその旨及びその金額、また証明書を要しない公取車年式がある場合には、その旨及びその支払額を記載してください。
所得控除算出用紙に記入する際は「支払又は負担額」と欄内に一人につき支払する金額の10万円を超えるものがある場合は、その旨及びその金額と部分の金額の合計額を記載してください。
支払額の控除算出用紙に記入する際は「支払額」欄内に記入する場合には、その旨及びその支払額を記載してください。

平成□□年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号 □□□□□

税務署受付印		平成 年 月 日提出 税務署長 殿	事業種目	整理番号						
提出者	住所又は所在地 (フリガナ)	電話(- -)	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	提出媒体 □	1 給与	2 退職	3 報酬	4 使用	5 賞受	6 韓旋
	氏名又は名称 個人番号又は法人番号(注) (フリガナ)							本店等 一括提出	翌年以降 送付	
	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄にし、ここから記載してください。							有 ○	否 ○	
	代表者氏名印							税理士番号		
								電話(- -)		

1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)										
区分	人員	支払金額	源泉徴収税額							
(A)給与、賞与等の総額	人	人	人							
(B)うち、丙種適用の被雇労働者の賃金			円							
(C)源泉徴収票を提出するもの	人	人	円							
災害減免法により微収猶予したもの	人	人	円							
	支 払 金 額	源泉 徴 収 税 額	(摘要)							

2 退職所得の源泉徴収票合計表(316)										
区分	人員	支払金額	源泉徴収税額	(摘要)						
(A)退職手当等の総額	人	人	人							
(B)うち、源泉徴収票を提出するもの	人	人	円							

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表(309)										
区分	人員	支払金額	源泉徴収税額							
所得税法第174条に規定する報酬又は料金等の総額	人	人	円							
原稿料、講演料等の報酬又は料金(1号該当)	人	人	円							
弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)	人	人	円							
診療報酬(3号該当)	人	人	円							
職業新規選手、歌手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)	人	人	円							
芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)	人	人	円							
ホストスティース等の報酬又は料金(6号該当)	人	人	円							
契約金(7号該当)	人	人	円							
賞金(8号該当)	人	人	円							
(A)計	実	人	人	円						
(B)うち、支払調書を提出するもの	人	人	円							
区分	件数	支払金額	源泉徴収税額	(摘要)						
(A)うち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金	人	人	円							
災害減免法により微収猶予したもの	人	人	円							

4 不動産の使用料等の支払調書合計表(313)										
区分	人員	支払金額								
(A)使用料等の総額	人	円								
(B)うち、支払調書を提出するもの	人	円								
(摘要)										
6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表(314)										
区分	人員	支払金額								
(A)あっせん手数料の総額	人	円								
(B)うち、支払調書を提出するもの	人	円								
(摘要)										

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表(376)										
区分	人員	支払金額								
(A)譲受けの対価の総額	人	円								
(B)うち、支払調書を提出するもの	人	円								
(摘要)										
通信日付印	確認印	提出年月日	身元確認							
税務署整理欄										
		区分								
		A B C D E F G H								

提出用

○ 提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子 II 14 FD II 15 MO II 16 CD II 17 DVD II 18 書面 II 30 その他 II 99)

平成□□年分 紙と所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

署番号 □□□□□□

平成
28年
1月1日以後提出用

控用

○ 提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子 II 14 FD II 15 MO II 16 CD II 17 DVD II 18 書面 II 30 オンライン II 99)

平成 年 月 日提出 税務署長 殿		事業種目	整理番号					
提 出 者 者	住所又は 所在 地 (フリガナ)	電話 ()	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	提出 媒体 □	1 紙と 2 退職 3 報酬 4 使用 5 賞受 6 駐旅			
	氏名又は 名 称 個人番号 又は 法人番号(注) (フリガナ)							本店等 一括提出
	個人番号 又は 法人番号(注) (フリガナ)							翌年以降 送付
	代表者 氏名印							有 ○ 否 ○
							税理士番号	
							電話 ()	

1 紙と所得の源泉徴収票合計表 (375)													
区分	人	員	左のうち、源泉徴収税額のない者	支	払	金	額	源	泉	徴	収	税	額
(A) 税金、給与、賞与等 の総額	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	□	□	円
(B) のうち、丙種適用 の日雇労働者の賃金	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	□	□	円
(C) 源泉徴収票 を提出するもの	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	□	□	円
災害減免法 により 紙と 微収 猶予したもの	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	□	□	円
										(摘要)			

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)												
区分	人	員	支	払	金	額	源	泉	徴	収	税	額
(A) 退職手当等 の総額	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	□	円
(B) のうち、源泉徴収 票を提出するもの	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	□	円

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)													
区分	人	員	四人以外	支	払	金	額	源	泉	徴	収	税	額
所得 税法 第174条 に規定 する報 酬又は 料金等 の総額	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	□	□	円
弁護士、税理士等の 報酬又は料金(2号該当)	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	□	□	円
診療報酬(3号該当)	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	□	□	円
職業野球選手、騎手、外交員等の 報酬又は料金(4号該当)	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	□	□	円
芸能等に係る出演、演出等の 報酬又は料金(5号該当)	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	□	□	円
ホースデスク等の 報酬又は料金(6号該当)	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	□	□	円
契約金(7号該当)	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	□	□	円
賞金(8号該当)	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	□	□	円
(A) 計	実	人	人	支	払	金	額	源	泉	徴	収	税	額
(B) のうち、支払調書を提出するもの	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	□	□	円
区分	件	數	ノ	支	払	金	額	源	泉	徴	収	税	額
(A) のうち、所得税法第174条第10号 に規定する内国法人に対する賞金	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	□	□	円
災害減免法により 紙と 微収 猶予したもの	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	□	□	円

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)											
区分	人	員	支	払	金	額	支	払	金	額	
(A) 使用料等の総額	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	円
(B) のうち、支払調書 を提出するもの	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	円
(摘要)											

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)											
区分	人	員	支	払	金	額	支	払	金	額	
(A) あっせん手数料の額	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	円
(B) のうち、支払調書 を提出するもの	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	円
(摘要)											

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)											
区分	人	員	支	払	金	額	支	払	金	額	
(A) 譲受けの対価の額	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	円
(B) のうち、支払調書 を提出するもの	□	□	□	人	□	□	□	□	□	□	円
(摘要)											

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。

2 給与所得の源泉徴収票合計表

(1) 「④俸給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の中途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

(2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。

(3) 「④のうち、丙欄適用の日雇労務者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。

(4) 「⑤源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、年の中途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

(5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。

3 退職所得の源泉徴収票合計表

(1) 「⑥退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。

(2) 「⑦⑧のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表

(1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。

(2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。

(3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。

(4) 「所得税法第204条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「⑨計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第204条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

(5) 「⑩のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(6) 「⑪のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第174条第10号に規定する馬主が受けれる競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。

(7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「④使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「④ ⑤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
- イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
- (i) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
- (ii) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
- ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「④譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「④ ⑤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
- イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
- (i) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
- (ii) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
- ロ 租税特別措置法第33条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第33条の2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第33条の4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「④あっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「④ ⑤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
- イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
- (i) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
- (ii) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
- ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

様式別添3 【税務署提出用】(マイナンバー記載欄有り)

平成31年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所(居所) 又は所在地													
	氏名又は 名称	個人番号又は 法人番号												
区分	細目	支払金額			源泉徴収税額									
		内	千	円	内	千	円							
(摘要)														
支払者	住所(居所) 又は所在地													
	氏名又は 名称	(電話)	個人番号又は 法人番号											
整理欄	①	②												

様式別添4

マイナンバー提出依頼様式

平成 年 月 日

●●●● 様

事業実施団体名

支払調書作成のためのマイナンバーご提出のお願い

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度はご多忙中にもかかわらず、●●事業に係る講師依頼につきましてご快諾いただき誠にありがとうございます。

本依頼にかかる支払調書作成のため、あなたのマイナンバーが必要となります。

つきましては、大変お手数ですが、下部の「マイナンバー連絡書」に必要事項をご記載のうえ、「本人確認書類(※1)」の写しを同封し、指定の方法でご返送いただきますようお願い申し上げます。

また、担当者●●に預ける場合は、別紙「委任状」への記載も併せてお願ひいたします。

なお、ご連絡いただきましたマイナンバーについては、下記の目的以外では使用せず、社外への不正な流出、漏えい、改ざんから保護するために必要な安全対策を講じ、適切かつ安全に管理いたしますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

使用目的：支払調書作成

切り取り線

マイナンバー連絡書

1 講 義 日 平成 年 月 日

2 会 場 _____

3 氏 名 _____

4 マイナンバー No. _____

確認欄

※事務的確認欄ですので、チェックを入れないでください。



(※1) 「個人番号カード」の場合は番号記載面の写しのみ。「通知カード」の場合はカードの写しに加え運転免許証または健康保険証の写しが必要です。

様式別添4-2 代理人が個人番号記載の書類を一時預かる場合の委任状の例

委 任 状

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

私は下記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

委任事項：私の個人番号を●●●に提供すること。

【代理人】

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

※会社等が代理人に個人番号の報告を委託したことになり、代理人に対する個人番号の監督責任が生じます。

様式別添5 【報酬を受けた側への提供用】(マイナンバー記載欄無し)

平成31年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所(居所) 又は所在地						
	氏名又は 名 称						
区分	細 目	支 払 金 額			源泉徴収税額		
		内	千	円	内	千	円
(摘要)							
支払者	住所(居所) 又は所在地						
	氏名又は 名 称	(電話)					
整 理 欄	①				②		